



第 2 次
美濃加茂市人権施策推進指針

令和 2 年 3 月
美濃加茂市

はじめに

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている権利です。

人は誰でも、自由で平等であり、尊厳を持って人間らしい生活をする権利があります。

しかし、いじめや虐待といった深刻な人権侵害は後を絶たず、命にかかわる事例も起きています。また、国際化、情報化、高齢化の進展に伴い人権問題は多種多様化し、より複雑になっています。

本市の第6次総合計画では、「健康」をテーマとして掲げています。身体の健康はもちろんですが、一人ひとりの心の健康も実現していなければ、まちの健康、社会の健康は成り立ちません。

心の健康を育むためには、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いの違いを理解し合い、それぞれの気持ちを大切にしながら、人権を尊重した行動をすることが必要です。

本指針は、そんな「思いやりの心にあふれた人を大切にするまちづくり」を行うための指針、方向性を示すものです。

市民のみなさんとともに、生活の様々な場面において、思いやりの心のある、人を大切にするまちにしていきたいと思います。

最後に、本指針の策定にあたり、熱心なご議論をいただきました美濃加茂市人権擁護委員の皆様をはじめ、関係者各位、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和2年3月

美濃加茂市長 伊藤 誠一

目 次

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

1. 人権施策推進の背景	P.1
2. 指針作成の趣旨	P.1
3. 指針の位置づけ	P.1
4. 計画の策定期間	P.1
5. 市民意識調査	P.2
6. 基本理念	P.7
7. 人権施策の基本的な方向	P.7

第2章 分野別人権課題の解決へ

1. 女性	P.8
2. 子ども	P.9
3. 高齢者	P.10
4. 障がい者	P.11
5. 同和問題（部落差別）	P.12
6. 外国人	P.13
7. インターネットによる人権侵害	P.14
8. HIV感染者・ハンセン病患者等	P.14
9. 刑を終えて出所した人	P.15
10. 犯罪被害者等	P.15
11. 性的指向	P.15
12. 性自認	P.15
13. 北朝鮮当局拉致によって拉致された被害者等	P.17
14. アイヌの人々	P.17
15. 人身取引（トラフィッキング）	P.17
16. 災害に伴う人権問題	P.17
17. ホームレス	P.18
18. 自殺をめぐる問題	P.18

第3章 市民・事業者・関係機関との協力

1. 庁内の連携	P.20
2. 市民の役割	P.20
3. 事業者の役割	P.20
4. 基本方針の点検、見直し	P.20

資料編	P.21
-----	------

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

1. 人権指針策定の背景

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるべきものです。

人権問題については、依然課題が多くあり、児童虐待や女性に対する暴力、いじめによる自殺などは度々報道され、社会問題となっています。また解消を目指す多くの人権問題についても、様々な偏見や差別などが根強く残っています。

そんな中、平成26年（2014年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正がありました。また、平成28年（2016年）には、「障がい者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

こうした法整備により、過去から長く取り組んできた人権課題への解消へ向けて踏み込んでいく一方、時代の変遷、技術革新などにより、新たな人権問題も生じてきました。

インターネットによる差別的な書き込みや、性的少数者、自殺をめぐる問題など、人権課題は多様化し、一層の人権教育、啓発の取り組みが求められています。

2. 指針策定の趣旨

本市においては、平成23年（2011年）に美濃加茂市人権施策推進指針を策定し、「思いやりの心にあふれた、人を大切にすまちなみづくり」を目指して、人権教育、啓発活動を推進してきました。これまで進めてきた取り組みの成果と課題を的確にとらえた上で、先に述べた社会情勢の変化や、新たに対応すべき課題などを踏まえ、この度指針の見直しを行いました。

3. 指針の位置づけ

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の施策策定責務に基づき、美濃加茂市の人権施策の基本的な方向性を明らかにするために作成します。

4. 指針の策定期間

令和2年度～令和11年度（10年間）

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

ただし、人権問題に関する新たな法整備、国等の動向や社会の情勢の変化に合わせて指針の見直しを行います。

5. 市民意識調査

人権意識について、実態を把握するために、市民アンケート調査を実施しました。対象、方法等は以下の通りです。

調査対象：美濃加茂市在住の満18歳以上の市民

抽出方法：美濃加茂市住民基本台帳から1,500人を無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収

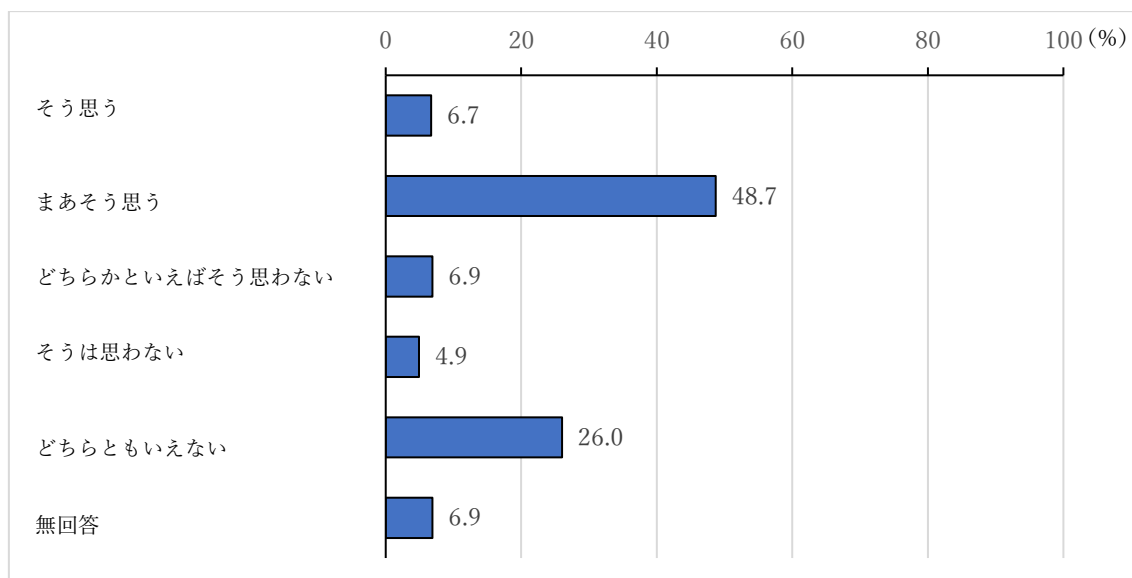
調査期間：令和元年（2019年）6月19日～7月12日

回収状況：612件（男性263件、女性345件、無回答4件）

有効回答率40.8%

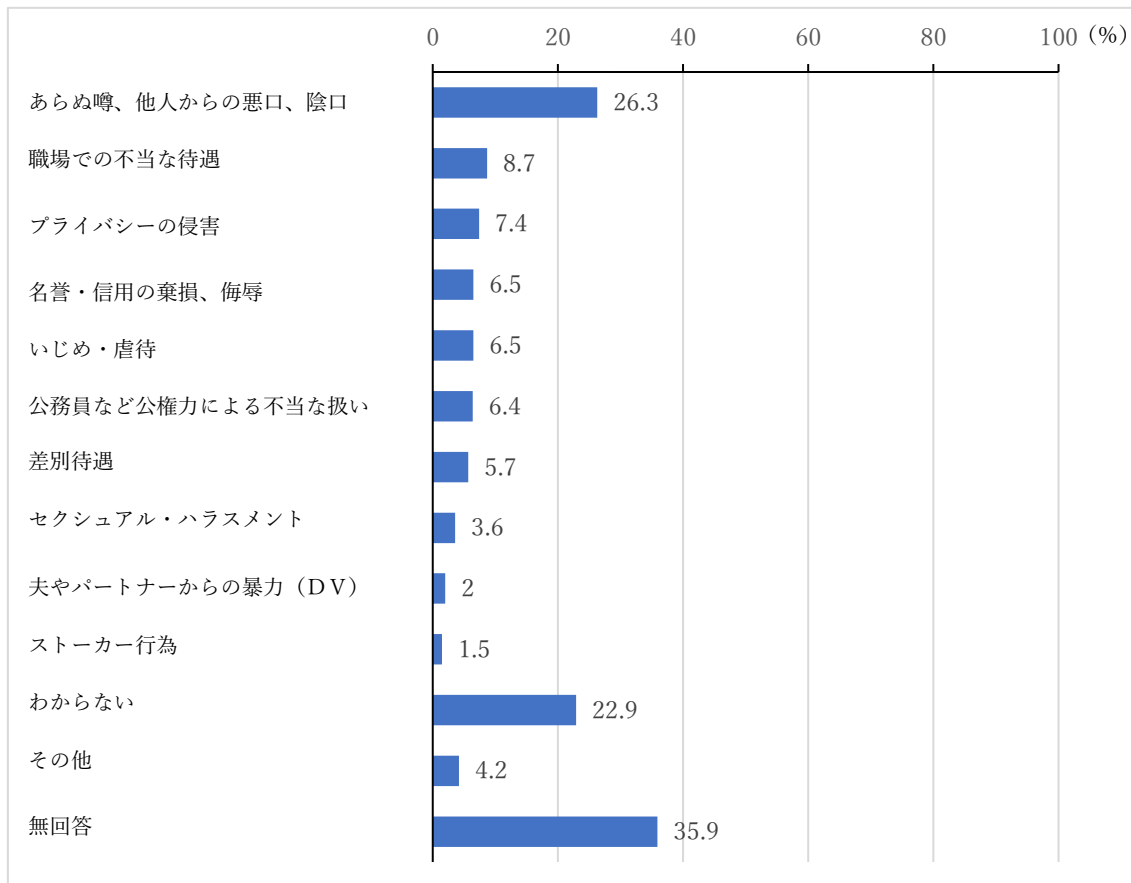
美濃加茂市は人権が尊重されている社会だと思いますか（記入は1つ）

「そう思う」と「まあそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が55.4%、「どちらかといえばそう思わない」と「そうは思わない」をあわせた“そうは思わない”の割合が11.8%、「どちらともいえない」の割合が26.0%となっています。



人権侵害を受けた内容はなんですか（記入は複数可）

「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」の割合が26.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が22.9%となっています。



第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

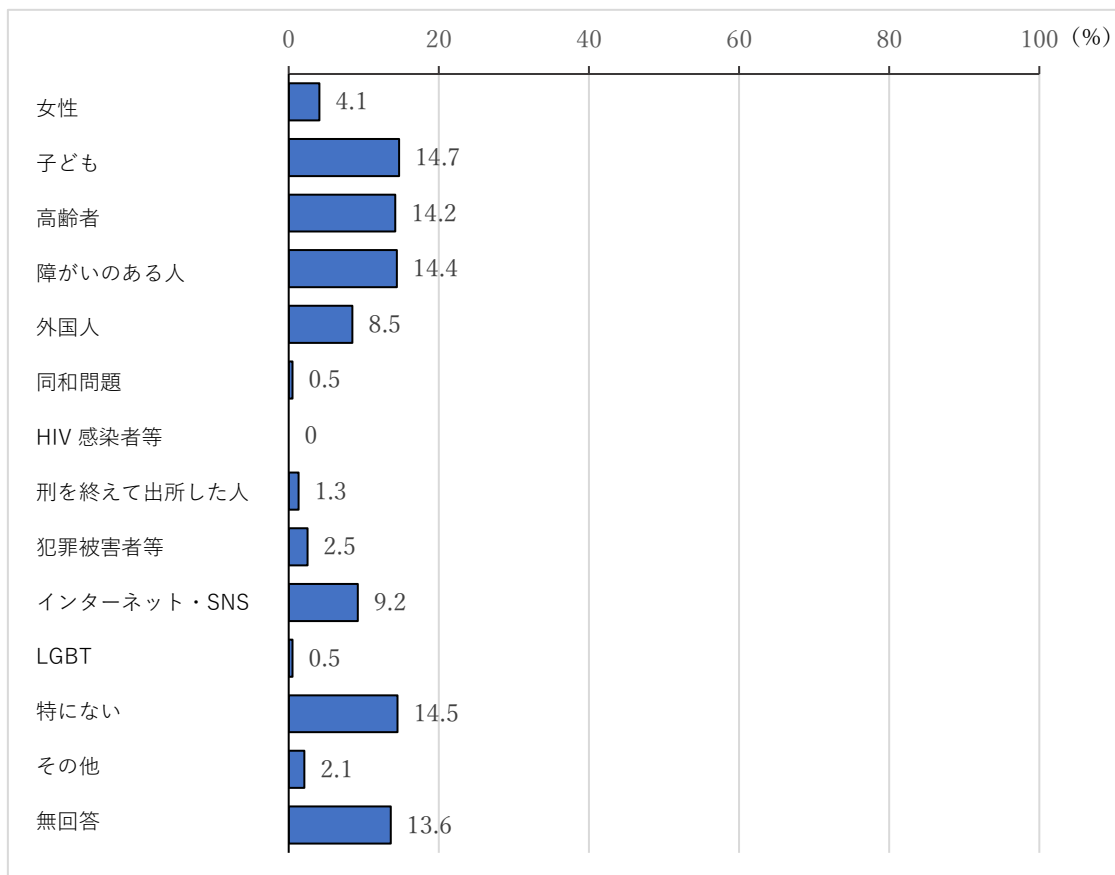
【性年代別】

性年代別でみると、他に比べ、男性の30代で「あらぬ噂、他人から悪口、陰口」「名誉・信用の既存、侮辱」「いじめ・虐待」の割合が高くなっています。

区分	回答者数 (件)	悪口、陰口、他人からの	あらぬ噂、他人からの	名誉・信用の棄損、侮	る不当な扱い	公務員など公権力によ	暴力(DV)	夫やパートナーからの	職場での不当な待遇	ブライバシーの侵害	差別待遇	セクシュアル・ハラス	メンタル	ストーカ行為	いじめ・虐待	わからない	その他	無回答
男性 10歳代	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66.7	-	33.3	
20歳代	13	23.1	-	7.7	-	7.7	-	7.7	-	-	7.7	-	7.7	46.2	7.7	23.1		
30歳代	26	46.2	23.1	7.7	-	19.2	3.8	3.8	7.7	-	19.2	11.5	-	26.9				
40歳代	35	22.9	8.6	8.6	-	17.1	2.9	-	-	-	8.6	45.7	2.9	11.4				
50歳代	39	23.1	10.3	7.7	-	17.9	10.3	2.6	2.6	-	5.1	25.6	5.1	33.3				
60歳代	58	32.8	10.3	10.3	-	6.9	8.6	10.3	-	1.7	5.2	25.9	6.9	27.6				
70歳代	64	20.3	1.6	7.8	1.6	7.8	7.8	4.7	3.1	-	1.6	28.1	3.1	37.5				
80歳代以上	25	28.0	8.0	12.0	4.0	8.0	8.0	-	-	-	4.0	8.0	4.0	56.0				
女性 10歳代	2	50.0	50.0	50.0	-	50.0	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-				
20歳代	24	20.8	-	-	4.2	8.3	8.3	4.2	4.2	4.2	12.5	25.0	8.3	37.5				
30歳代	48	35.4	8.3	4.2	4.2	10.4	8.3	6.3	8.3	2.1	8.3	27.1	10.4	20.8				
40歳代	52	34.6	5.8	3.8	1.9	5.8	7.7	1.9	5.8	3.8	9.6	21.2	3.8	28.8				
50歳代	50	26.0	8.0	10.0	4.0	6.0	8.0	8.0	6.0	2.0	2.0	18.0	2.0	38.0				
60歳代	68	30.9	5.9	4.4	4.4	7.4	8.8	13.2	2.9	2.9	7.4	8.8	4.4	38.2				
70歳代	63	9.5	-	1.6	-	3.2	6.3	4.8	1.6	-	4.8	19.0	-	60.3				
80歳代以上	37	18.9	2.7	-	-	2.7	-	5.4	2.7	-	2.7	27.0	2.7	51.4				

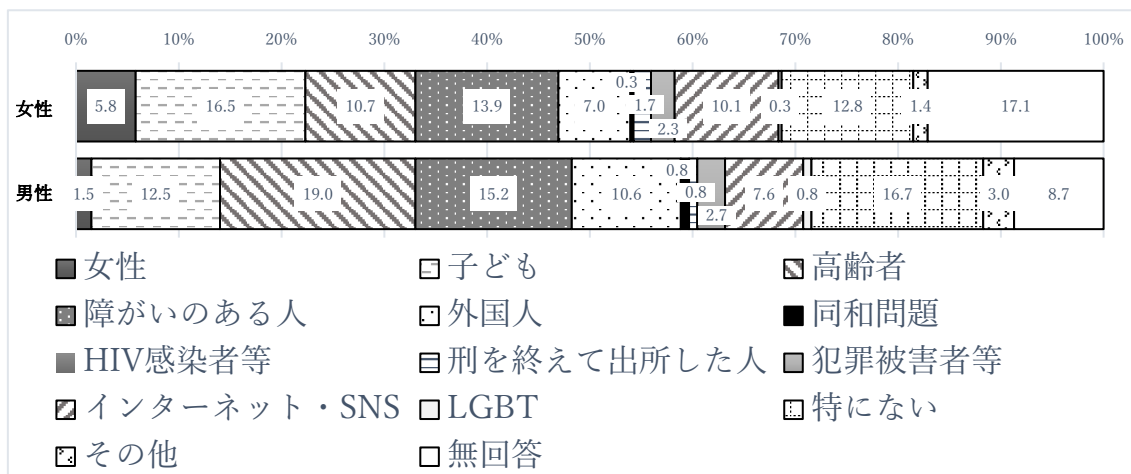
取り組みを強化すべき人権問題はなんですか（記入は1つ）

「子ども」の割合が14.7%と最も高く、次いで「特にない」の割合が14.5%、「障がいのある人」の割合が14.4%となっています。



【性別】

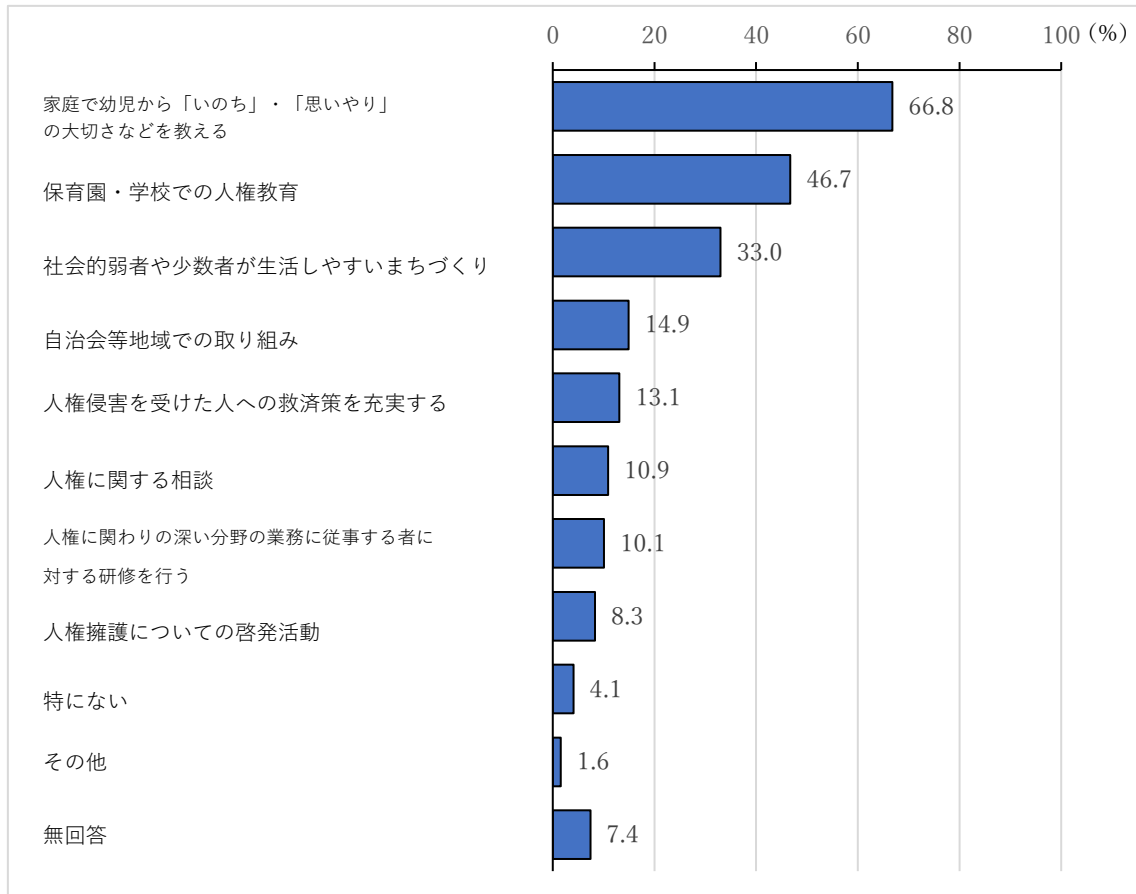
性別でみると、女性に比べ、男性で「高齢者」の割合が高く、約2割となっています。



第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

人権が尊重されるまちをつくるために必要な取り組みはなんですか（記入は3つまで）

「家庭で幼児期から「いのち」・「思いやり」の大切さなどを教える」の割合が66.8%と最も高く、次いで「保育園・学校での人権教育」の割合が46.7%、「社会的弱者や少数者が生活しやすいまちづくり」の割合が33.0%となっています。



6. 基本理念

本指針の基本理念を以下のとおりとし、2つの基本目標を掲げます。

「思いやりの心」にあふれた、人を大切にするまちづくり

基本目標① 自分らしく生きていけるまち

すべての人の権利と自由が保障され、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きていけるまちをめざします。

基本目標② 思いやりをはぐくむまち

一人ひとりの人権に配慮され、健康で安心した生活を保障した誰に対しても思いやりをもって幸福に暮らすことができるまちをめざします。

7. 人権施策の基本的な方向性

多種多様な人権問題に対する取り組みについての基本的な方向性は、以下のとおりとします。

①人権教育の推進

- ・学校教育において、人権問題の正しい知識と、思いやりの心を育み、教育を充実させます。差別やいじめを許さない学校づくりを進めます。
- ・生涯学習において、人権問題についての啓発と、人権感覚を醸成する場を設け、すべての世代のあらゆる立場の人に対する教育を推進します。

②人権啓発の推進

- ・家庭、職場、地域など、さまざまな場において、人権問題について、正しい知識や、意識の改革について、市民に問いかけを続け、人権意識が高まるような働きかけに努めます。

③人権尊重の視点に立った職務遂行

- ・常に人権尊重の視点に立ち、あらゆる施策・事業の推進に取り組みます。
- ・市職員、教員に対し人権問題についての研修を奨励し、それぞれの担当職域の中で人権問題への解決に向けた人材づくりの広がりを図ります。

第2章 分野別人権課題の解決へ

1. 女性

①現状と課題

国では、男女が性別による固定的な役割分担意識によって阻害されることなく、自らの能力を発揮しあらゆる分野に参画できるよう平成11年(1999年)に「男女共同参画基本法」を策定し、総合的な取り組みが進められています。

平成26年(2014年)には夫やパートナーによる女性に対する暴力の防止のため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が施行され、平成27年(2015年)には、「女性の職業生活における活躍の推進法」(女性活躍推進法)が施行されました。

また、令和元年(2019年)5月には女性活躍推進法が改正され、一般事業者の行動計画の策定義務が、101人以上の事業主に拡大されるなど、雇用機会や管理職への登用など、働く場における女性の人権問題について、解決へより踏み込んだ内容となっています。

美濃加茂市においては、「第2次みのかも男女共同参画基本計画」を策定し、関係各課と連携をはかりながら、施策を総合的に進めてきました。

しかしながら、男女平等と女性の人権保障については、実現されているとは言い難い状況にあります。令和元年に美濃加茂市で行った市民アンケート調査では、「社会全体で平等になっていると思いますか」という質問に対し、平等になっていると答えたのは8%でした。

家庭においては、固定的な役割分担意識が払拭しきれていない現状や、家事育児、介護への関わり方や女性へのドメスティック・バイオレンス(DV)の防止など課題が多くあります。

職場においては、セクシュアルハラスメントや、パワーハラスメント、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い(マタニティハラスメント)により、仕事を続けにくくなったりしている問題が大きくなっています。

②取り組みの方向性

美濃加茂市は、「第3次みのかも男女共同参画基本計画」に基づき、家庭や職場、地域、政策決定の場など、あらゆる分野において、性別によらず、男女の人権が等しく尊重され、女性が活躍できる環境の整備や、男女間の暴力の根絶、女性の人権尊重や、男女がともに不平等感を持たない雇用に向けた取り組みを支援します。

- ・男女共同参画社会づくりの推進
- ・人権尊重意識の啓発
- ・男女間のあらゆる暴力の根絶(DV防止)

2. 子ども

①現状と課題

平成元年、国連総会において子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、日本も平成6年にこの条約に批准しました。

また、平成28年（2016年）には、「児童福祉法」が改正されました。市町村母子健康包括支援センターの設置や、医療機関や学校等との連携等、妊娠期から切れ目のない虐待予防策を講じる旨や、支援のための拠点整備を市町村が努めることなど、児童虐待発生時の迅速・的確な対応策が規定されました。

本市では平成28年（2016年）4月に「美濃加茂市いじめ防止対策推進条例」を施行しました。

社会全体でいじめ問題を克服することを目指して、いじめの防止のための対策を行わなければならないと定められています。

しかし、少子化や核家族化の進行により、地域や家族との結びつきの希薄化、子育て機能の低下を背景に、児童虐待、いじめ、不登校、親や子どもの貧困、有害情報の氾濫、性の商品化など、子どもの人権問題は深刻化しています。

幼児や児童を親などが虐待し、死に至らしめるという事件が多数報道されており、中には、子育ての孤立化や、負担感の増加による心身への影響に起因するものもあります。

子どものいじめは、インターネット、携帯電話、メール等を悪用した書き込みなど、多様化し、保護者や教員から一層見えにくくなっている実態も見られます。

②取り組みの方向性

子ども一人ひとりに目を配り、人間として尊重され、人権が守られる中で成長していく環境づくりを推進します。

いじめの防止に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定、実施します。家庭、学校、地域が連携しながら子どもの人権が保障される健全な環境をつくれます。

- ・学校等におけるいじめの防止
- ・児童虐待防止
- ・相談体制の整備
- ・子育て家庭への支援

3. 高齢者

①現状と課題

高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。日本における高齢化率は、平成25年(2013年)に25%を超え、2035年には3人に1人が65歳以上という社会を迎えることが予測されています。

本市の65歳以上の人口は、平成31年(2019年)4月1日時点で12,980人で、高齢化率は22.77%と高水準にあり、今後も高齢化はますます進行することが予想されています。

そんな中、認知症高齢者は増加傾向にあり、家族など周囲の人たちに認知症が正しく理解されていないことも多く、高齢者虐待に発展することもあります。

また、高齢者のいる世帯に占める「単独世帯」は増加傾向があり、孤立や犯罪被害等を防止するため、より一層の地域での見守りや生活支援などの支え合いが必要です。

高齢者が地域において安全に、かつ安心して生活をおくり、また自らの意志で老後の生活スタイルを選択・判断でき、誇りをもって自分らしく生きることができるようまちづくりを進めています。

②取り組みの方向性

認知症に対する周囲の理解を深める啓発や、高齢者や家族の相談・支援体制のさらなる充実や、高齢者虐待の防止、犯罪の被害から防ぐための周知、啓発を継続していきます。

高齢者が安心して、いきいきと元気に暮らせる社会づくりの実現をめざします。

- ・ 高齢者への虐待の防止
- ・ 自立、社会参加への支援
- ・ 福祉サービスの提供

4. 障がい者

①現状と課題

国においては、平成28年（2016年）4月に「障がい者差別解消法」が施行されました。

この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。例えば、サービスの提供を拒否したり、制限をしたり、条件をつけたりするような行為が当たります。

また、「合理的配慮の提供」についても義務づけられました。負担になりすぎない範囲で、筆談や読み上げ、わかりやすい表現で説明したり、高いところに陳列された商品をとって渡すという行為のことです。

しかし、依然として障がい者への社会的障壁は多く、外出を控えたり、地域社会への参加や、自立を困難にしています。現在もなくなっていない偏見や誤解についても、解消するために継続して啓発を行っています。

また、行政や事業者等以外の、法律の対象になっていない、国民一人ひとりについても、差別のない社会の実現に向け、趣旨を理解していただくことが重要です。

本市では、「美濃加茂市障がい者計画」に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに支え合い、共に生活し、活動できる社会を目指しています。

②取り組みの方向

- ・市民の障がい者に対する理解の促進

障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除くために、小・中学校での福祉教育をはじめ、地域住民に対して障がいへの正しい知識の普及を積極的に行います

- ・生活環境の整備
- ・自立と社会参加支援

5. 同和問題（部落差別）

①現状と課題

同和問題は、日本の固有の人権問題であり、歴史的過程で政策的に形づくられた身分制度によって、一部の人々が社会的に差別を受けてきたものです。

明治時代に入った後、制度上の差別はなくなりましたが、差別意識は根深く残っており、特に結婚における差別、差別発言等の人権問題が依然として存在しています。また、インターネット上での差別的な書き込みは大きな問題として挙げられています。

平成28年（2016年）12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が施行され、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育及び、啓発を図るよう努めることが責務として定められました。

②取り組みの方向性

・教育・啓発の推進

同和問題について、正しい理解と認識を持つよう、広報紙や啓発物品、啓発事業等によって啓発活動を推進していきます。

また、学校教育において、同和問題を重要な問題であると捉え、解決へ向けた意識を育てるよう、人権教育を推進していきます。

・えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識をもって対応します。

・相談体制の充実

部落差別解消法

現在もなお、部落差別が存在しているということを明記した上、国及び、地方自治体の責務を明らかにしています。内容としては、教育・啓発や、相談体制の充実、実態調査の実施について記載されており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために施行されました。

6. 外国人

①現状と課題

平成2年（1990年）の入管法の改正により、日系人とその家族に就労期限のない在留資格が与えられることとなり、外国人市民の急激な増加や定住化が進みました。

美濃加茂市は平成30年（2018年）4月1日時点で住民の約8.3%にあたる4,730人を外国人市民が占め、岐阜県内では最も外国人市民の割合が高くなっており、多文化共生のまちづくりを進めてきました。

平成31年（2019年）に再び実施された入管法の改正により、新たな外国人労働者が増加し、国籍の多様化など新たな問題が生まれる状況にあります。

文化の違いなどから、外国人に対する偏見や就労差別など、さまざまな人権問題があります。

そんな中、本市では、「第3次 美濃加茂市多文化共生推進プラン」を作成し、日本人と外国人が分け隔てなく、対等な市民として安心、快適に生活できるまちづくりに取り組んできました。

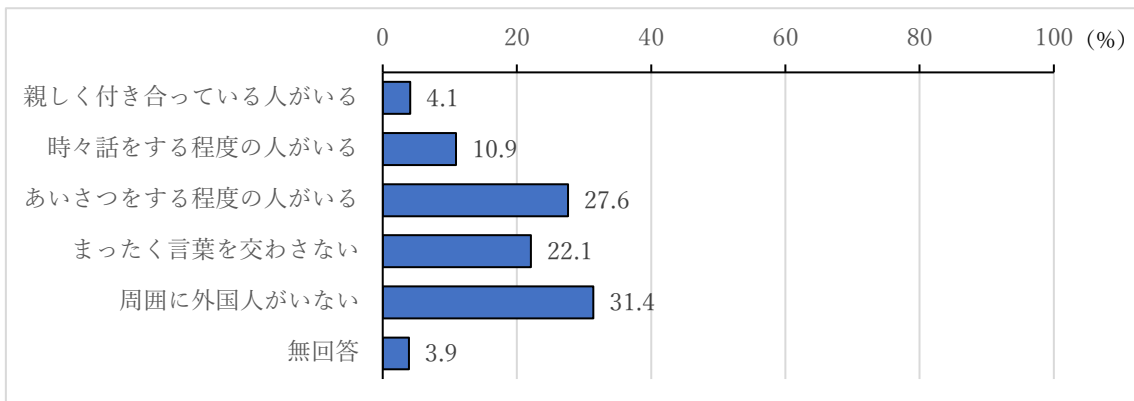
日本人市民と外国人市民が文化や生活習慣、価値観の違いを認め合い、お互いに協力して、共生する地域づくりを進めることが重要です。

また、外国人市民が活躍するために、教育環境の充実や学習機会の提供が重要です。外国人市民が日本社会の制度や仕組みなどを理解することで、活躍する機会も増え、次世代の若い人材の育成にもつながります。

そうしたお互いの歩み寄りにより、暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指します。

あなたは、在住外国人とどの程度のお付き合いがありますか。（記入は1つ）

「周囲に外国人がいない」の割合が31.4%と最も高く、次いで「あいさつをする程度の人がある」の割合が27.6%、「まったく言葉を交わさない」の割合が22.1%となっています。



出典：R1 市民満足度調査

②取り組みの方向性

- ・コミュニケーション支援

情報の多言語化、伝達手段の確保

多言語及び、多文化社会に対する学習支援

- ・生活支援

暮らしの環境整備、教育体制の充実

労働環境の整備、健康や福祉、医療情報提供

- ・多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発、人権尊重の意識づくり

外国人市民の自立と社会参画

市民が主体となって行う多文化共生、国際交流活動への支援

7. インターネットによる人権侵害

①現状と課題

インターネットの普及に伴い、インターネットでの情報発信を悪用した、暴言やプライバシーの侵害、いじめ等の人権侵害が生じています。匿名性を悪用し、特定の個人を対象とした誹謗・中傷などの書き込みなども相次いでいます。

子どもが保護者や教員の見えないところでいじめが起こっていたり、同和問題や外国人に対する差別的な書き込み等も深刻化しています。

SNS を利用した情報発信では、多数の人に広がる速度も非常に早く、安易な投稿から深刻な人権問題につながることもあります。

一人ひとりがインターネットの適正な利用に心がけ、啓発や教育により安全な利用と他の人権問題についても理解を深めることが重要です。

②取り組みの方向性

- ・悪用防止利用
- ・安全な利用についての教育

8. HIV 感染者・ハンセン病患者等

①現状と課題

病気についての知識不足や誤解からエイズ患者・HIV 感染者やハンセン病患者、元患者、難病患者及び肝炎等に偏見を持つ人がいます。

病気についての正しい知識を持ち、そうした偏見をなくすために患者等の立場に立って

考える必要があります。

②取り組みの方向性

- ・正しい知識の普及
- ・偏見や差別の撤廃

9. 刑を終えて出所した人

①現状と課題

罪を償い、刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い差別意識があり、本人に更生意思と意欲があったとしても、就職や住居等の面で社会に受け入れてもらえないなどといった状況があります。

社会復帰が阻まれたり、その家族の人権が侵害されたりすることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に努める必要があります。

②取り組みの方向性

- ・社会復帰支援
- ・相談体制の整備、支援

10. 犯罪被害者等

①現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害だけでなく、行き過ぎた取材・報道、無責任な噂話等によって、精神的な負担等が被害後に生じています。

犯罪被害によって苦しんでいる中、追い打ちを掛けるようなことがないように、配慮をすることが必要です。

②取り組みの方向性

- ・相談体制の整備、支援

11. 性的指向 12. 性自認

①現状と課題

「男性が男性を、女性が女性を好きになること」に対しては、根強い偏見や差別があり、同性愛者や、体と心の性が一致していない人などが、心ない好奇の目にさらされる問題があります。またそのような人についての差別的な言葉で、傷つけ、苦しめていることに対して気づいていない人がまだまだ多くいるのが現状です。

近年、「LGBT」等の性的少数者（セクシュアルマイノリティ）という言葉については、社会的な問題として取り上げられることが多くなりました。それに伴い、公文書の性別欄や、「誰でもトイレ」のような、性についての表記について、性的少数者の方に配慮した取り組

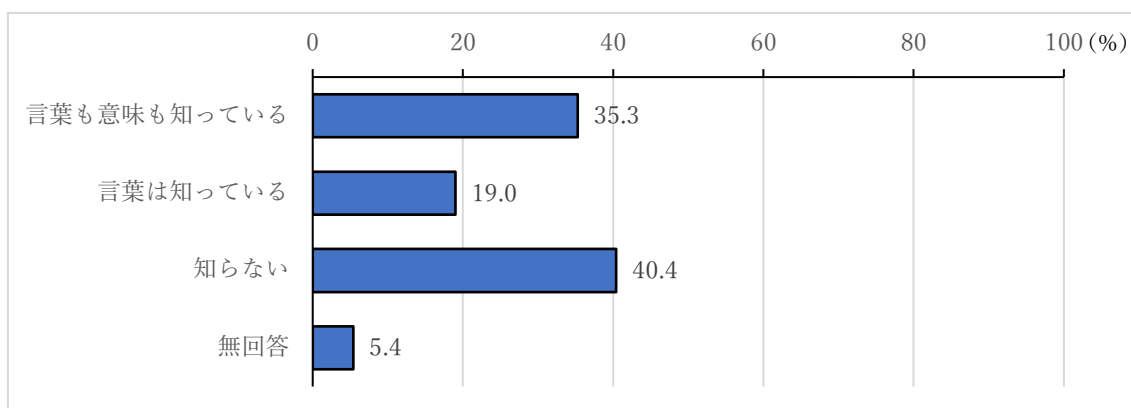
第2章 分野別人権課題の解決へ

みが進められています。

さらに、異性愛の人も含め、すべての人の性的指向（好きになる対象の性）、性自認（心の性）を表した、「SOGI」という言葉も使われるようになり、すべての人が対等、平等という人権に根ざした課題としてとらえるべきであるという国際的潮流があります。

あなたは、「LGBT」という言葉を知っていますか（記入は1つ）

「知らない」の割合が40.4%と最も高く、次いで「言葉も意味も知っている」の割合が35.3%、「言葉は知っている」の割合が19.0%となっています。



出典:R1 市民満足度調査

②取り組みの方向性

- ・性の多様性の理解へ向けた啓発
- ・正しい知識の周知
- ・性の多様性に配慮した対応

LGBT

L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）

T：こころとからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）

上記の頭文字をとった単語で、性的少数者の総称のひとつです。

SOGI

性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）

自分の性の認識と好きになる性がどのような対象なのかという、LGBT を含めたすべての人の属性を表します。

1 3. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

①現状と課題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。地域で共に暮らす在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の一日も早い解決へ向けて啓発活動などを推進します。

②取り組みの方向性

- ・ 拉致問題の啓発推進
- ・ 理解と関心を深める教育の推進

1 4. アイヌの人々

①現状と課題

アイヌの人々は、固有の言語や伝統行事等の文化を持つ先住民族ですが、就職、結婚などにおいて、偏見や理解不足からの差別問題が依然として存在しています。

アイヌの人々に対する偏見や差別を解消するために、理解と認識を深める必要があります。

②取り組みの方向性

- ・ 理解と関心を深める教育の推進
- ・ 偏見、差別の撤廃

1 5. 人身取引（トラフィッキング）

①現状と課題

強制労働、性的搾取を目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに、深刻な人権侵害です。対象となるのは女性や子どもといった、社会的弱者が多く、現代の日本においても実際に行われている人権問題です。関心を持ち、人身取引を決して許さず、撲滅するために協力していく必要があります。

②取り組みの方向性

- ・ 関心を深める教育の推進、啓発活動
- ・ 被害者への適切な保護措置

1 6. 災害に伴う人権問題

①現状と課題

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災と、原子力発電所の事故によって、不明確な風評や偏見、思い込みによる心無い言動により、被災者を傷つけたり、見

第2章 分野別人権課題の解決へ

童が避難先でいじめにあったりすることが発生しました。

その他に、避難所でプライバシーが守られないこと、長期間の避難生活によるストレスからの暴力や虐待等、災害時においては多様な面から発生する人権問題への対策が必要とされています。

②取り組みの方向性

- ・風評被害による差別の撤廃
- ・避難所におけるプライバシーの保護
- ・女性の人権保護のための環境整備

17. ホームレス

①現状と課題

近年の経済、雇用環境の悪化等を背景に、自立の意志がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされた方が多く存在する中、偏見や差別意識から暴行事件等が発生しています。

ホームレスの人権に配慮するとともに、自立支援やホームレスの人権擁護のための啓発活動等を推進します。

②取り組みの方向性

- ・各相談機関との連携
- ・自立支援に向けた理解や共生意識の啓発

18. 自殺をめぐる問題

①現状と課題

我が国の自殺者数は、先進国の中でも突出して高い傾向が続いています。また本市の自殺死亡率は、国や県と比較して高い状態にあり、自殺対策が大きな問題となっています。

自殺は個人の自由な意思選択ではなく、複雑な要素が絡みあった結果に起こる、追い込まれた末の死と言われています。

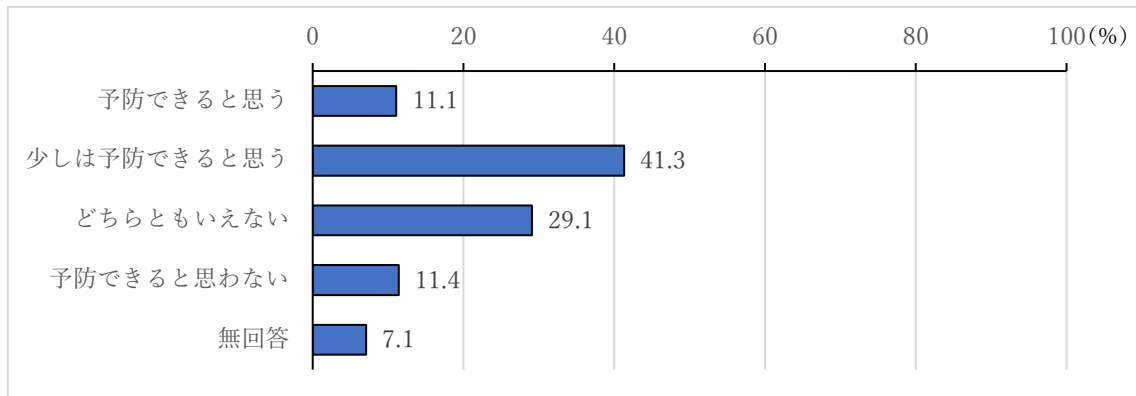
追い込まれるという危機について、「誰にでも起こりうる」という認識を一人ひとりが持ち、周りの人や、関わりのある人が気づき、援助を広げていく必要があります。

また、「自殺は不名誉で恥ずかしいものである」という誤った社会通念により、遺族など周りの人に心理的に深刻な影響を与えることがあります。遺族に対する支援とともに、正しい知識の普及啓発も必要です。

庁内関係課が横断的な連携を図りながら、相談支援や啓発活動などに取り組み、自殺で亡くなる方がいなくなることを目指して取り組んでいきます。

あなたは、人権施策の推進により自殺を予防することができますか（記入は1つ）

「予防できると思う」と「少しは予防できると思う」をあわせた“予防できると思う”の割合が52.4%、「どちらとも言えない」の割合が29.1%、「予防できると思わない」の割合が11.4%となっています。



出典：R1 市民満足度調査

②取り組みの方向性

- ・ゲートキーパーの養成
- ・相談体制充実、啓発活動
- ・関係機関との連携

第3章 市民・事業者・関係機関との協力

1. 庁内の連携

多種多様な人権問題に対応するために、庁内において、部署にとらわれず庁内全体が連携し、職員一人ひとりが当事者意識をもち一体となって取り組みを推進します。

2. 市民の役割

市民一人ひとりが、日常生活において、思いやりを持って取り組みます。積極的に市の啓発活動や、学習会等に参加し、日常的な人権問題への関心と理解を持ちましょう。

偏見を持たず、差別をしない、差別を許さない態度と行動に務めましょう。

3. 事業者の役割

事務所内における人権尊重の気風を醸成しましょう。社会的責任の一つであり、事業者価値を高めることにもなります。

職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止に務めましょう。

4. 基本方針の点検、見直し

指針については、幅広く市民の意見を取り入れ、また人権に関する情報の収集と、提供につとめ、適宜見直しを実施します。

資料編

1. 世界人権宣言
2. 日本国憲法（抄）
3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
4. 美濃加茂市市民憲章

1. 世界人権宣言

〔昭和23年（1948年）12月10日 国際連合第3回総会 採択〕

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのほかいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2. 日本国憲法（抄）

〔昭和21年11月3日公布 昭和22年5月3日施行〕

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と共存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と奴従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部門について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

〔昭和21年11月3日公布 昭和22年5月3日施行〕

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。）

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通して、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

4. 美濃加茂市 市民憲章

〔昭和53年4月1日 告示第10号〕

私たちは、豊かな水と緑の恵みをうけ、木曾の流れのようにひらけゆく未来をもつ、美濃加茂の市民です。

私たちはこのまちを愛し、たがいのしあわせを願い、ひとりひとりの誓いをこめて、この憲章を定めます。

1. 健康で働き、心のかよう家庭をつくります。
1. きまりを守り、いたわりあい、助けあって住みよいまちをつくります。
1. 自然をいかし、環境をととのえ、くらしのゆたかなまちをつくります。
1. 夢をもち、正しく強く生きる青少年の育つまちをつくります。
1. 教養を深め、文化の香り高いまちをつくります。

第2次美濃加茂市人権施策推進指針

発行年月：令和2年（2020年）3月

発行・編集：美濃加茂市役所 市民協働部 地域振興課

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431-1

電話 0574-25-2111

FAX 0575-25-3917